

東京大学150周年記念事業企画調整委員会設置要項

令和5年5月18日

総 長 裁 定

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、本学の150周年記念事業（以下「記念事業」という。）の企画調整を行うとともに、記念事業の実施を通じUTokyo Compass（令和3年9月30日公表）に掲げた理念の実現に向けた本学の取組みの一層の推進に資する検討及び審議を行うため、150周年記念事業企画調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、記念事業全体の企画調整を行うほか、次に掲げる事項について検討及び審議する。

- (1) 記念事業のビジョン及びコンセプトの策定
- (2) 記念事業に係る基金の充実に必要な事項
- (3) その他記念事業の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総長が指名する理事又は副学長
- (2) その他総長が指名する本学の教職員

(部会)

第4条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第5条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この裁定は、令和5年5月18日から実施する。